

一般財団法人 日本建築設備・昇降機センター^(に)

認定等業務規程

文書番号 00-115
平成12年6月12日制定
平成17年6月29日変更 (い)
平成22年6月29日変更 (ろ)
平成23年8月22日変更 (は)
平成24年4月 1日変更 (に)
令和元年10月23日変更 (ほ)

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この認定等業務規程（以下「規程」という。）は、一般財団法人日本建築設備・昇降機センター（以下「財団」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第77条の36から第77条の39までの規定に定める指定認定機関として行う法第68条の25第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の型式適合認定、型式部材等製造者（外国型式部材等製造者を含む。以下同じ。）の認証及びその更新並びに公示の業務（以下「認定等業務」という。）の実施について、法第77条の45第1項の規定に基づき必要な事項を定める。（に）

(認定等業務実施の基本方針)

第2条 認定等業務は、法及びこれに基づく命令並びにこれらに係わる通達によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(認定等業務を行う時間及び休日)

第3条 認定等業務を行う時間は、休日を除き、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、予約のある場合又は緊急を要する場合はこの限りでない。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日並びに日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）（ほ）

(事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 事務所の所在地は、東京都港区西新橋1丁目15番5号とし、その業務区域は、日本及び外国の全域とする。（い）（は）

(業務の範囲)

第5条 認定等業務を行う範囲は、建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）（以下「指定機関等省令」という。）第33条第2項第七号、第八号、第十号、第十一号及び第十二号に係る同条第1項第一号から第三号に掲げる区分とする。

2 財団の理事長、専務理事、常務理事が従事又は役員を務める企業、団体等がある場合にあっては、当該企業、団体等が申請する認定等業務は行わない。（ほ）

第2章 認定等の業務の実施方法

第1節 申請手続き

(認定等の申請)

第6条 申請者は、型式適合認定の申請に際しては建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（以下「施行規則」という。）第10条の5の2の規定に定める型式適合認定申請書（施行規則別記第五十号の二様式）及びその添付図書（以下「認定用提出図書」という。）を、型式部材等製造者認証（その更新を含む。以下同じ。）の申請に際しては施行規則第10条の5の6の規定に定める型式部材等製造者認証申請書（施行規則別記第五十号の五様式）及びその添付図書（以下「認証用提出図書」という。）を、定められた期日までに提出するものとする。

2 前項の申請を、電子情報処理組織（財団の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）により行うことができることにする場合は、その方法を別に定めるものとする。

(認定等申請の引受)

第7条 財団は、前条の認定又は認証（以下「認定等」という。）の申請があったときは、次の事項について確認してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった認定等対象案件が第5条に定める認定等業務の範囲内であること。
- (2) 認定用提出図書又は認証用提出図書（以下、まとめて「認定等用提出図書」という。）に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。

2 前項の規定において、認定等用提出図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、認定等用提出図書を申請者に返還する。

3 第1項により申請を引受けた場合には、財団は、認定等申請書に受付印を押印し、その写しを申請者に交付する。この場合、申請者と財団は別に定める「認定等業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

4 申請者が、正当な理由なく、認定等に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、財団は第1項の引受けを取り消すことができる。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第8条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 申請者は、提出された書類のみでは認定等を行うことが困難であると財団が認めて請求した場合は、認定等を行うに必要な追加書類を遅滞なく財団に提供しなければならない旨の規定。
- (2) 申請者は、型式適合認定の申請内容に関し財団がなした令第136条の2の11に定める一連の規定（以下単に「一連の規定」という。）への不適合の指摘又は型式部材等製造者認証の申請内容に関し財団がなした法第68条の13に規定する基準（以下「認証基準」という。）への不適合の指摘に対し、速やかに当該部分の認定等用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定。（い）
- (3) 認定書等の交付前までに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、申請者は、速やかに財団に変更部分の認定等用提出図書を提出しなければならない旨の規定。またその変更が大幅な場合にあっては、申請者は、当初の申請内容に係る申請を取り下げ、別件として改めて認定等を申請しなければならない旨の規定。
- (4) 財団は、不可抗力によって、業務期日までに認定書等を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (5) 申請者が、その理由を明示の上、財団に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると財団が認めるときは、財団は業務期日の延期をすることができる旨の規定。
- (6) 財団は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに認定書等を交付すること

ができない場合又は前号の理由が正当でないと財団が認めるときは、申請者にその理由を明示の上、その時点で審査を打ち切ることができる旨の規定。

第2節 認定等の実施方法

(審査の実施方法)

- 第9条 財団は、認定等の申請を引受けたのち速やかに、第16条に定める認定員2名以上に審査を実施させる。
- 2 認定員は、型式適合認定については認定用提出図書をもって前項の審査を行い、型式部材等製造者認証については認証用提出図書をもって、当該申請に係る工場又は事業場において実地に前項の審査を行う。
 - 3 認定員は、審査上必要あるときは、認定等用提出図書に関し申請者に説明を求めることができる。

(認定書等の交付等)

- 第10条 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る建築物又は工作物の部分が当該建築物又は工作物の部分に係る一連の規定に適合していると認めたときは、施行規則別記第五号の三様式の認定書を申請者に交付するものとする。
- 2 前項の認定書には、「認定番号及び認証番号の付番方法」(別記)に基づく認定番号を記載するものとする。
 - 3 財団は、認定員の審査の結果、申請に係る建築物又は工作物の部分が当該建築物又は工作物の部分に係る一連の規定に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認めたときは、その旨の理由を付した通知書(施行規則別記第五号の四様式)をもって申請者に通知するものとする。
 - 4 財団は、認定員の審査の結果、型式部材等製造者認証の申請内容が認証基準に適合していると認めたときは、施行規則別記第五号の六様式の認証書を申請者に交付するものとする。
 - 5 財団は、認定員の審査の結果、型式部材等製造者認証の申請内容が認証基準に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認めたときは、その旨の理由を付した通知書(施行規則別記第五号の七様式)をもって申請者に通知するものとする。

(認定等の申請の取り下げ)

- 第11条 申請者は、申請者の都合により認定書等の交付前に認定等の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(別記第1号様式及び第2号様式)を財団に提出する。

第3節 報告及び公示

(国土交通大臣への報告)

- 第12条 財団は、法第77条の46第1項の規定に基づき、認定等を行ったときは、指定機関等省令第42条の規定に定めるところにより、国土交通大臣に報告するものとする。(い)

(公示)

- 第13条 財団は、認定等を行ったときは、施行規則第10条の5の3の規定及び第10条の5の7の規定に定めるところにより、公示を行うものとする。(い)

第3章 認定等に係る手数料

(認定等手数料の収納)

- 第14条 財団は、認定等の申請を引き受けた時は施行規則第11条の2の3第3項第1号か

- ら第3号及び第4項に定める手数料の請求書を申請者に対して発行する。
- 2 申請者は、認定等に係る手数料を指定期日までに直接財団に納入するものとする。ただし、申請者の要望により財団が認める場合には、別の収納方法によることができる。
 - 3 前項において、振り込みにより納入する場合の費用は申請者の負担とする。

(認定手数料の返還)

第15条 収納した認定に係る手数料は返還しない。ただし、財団の責に帰すべき事由により認定等が実施できなかった場合には、申請者に返還する。

第4章 認定員

(認定員の選任)

第16条 理事長は、認定等業務を実施させるため、指定機関等省令第38条に定められた要件に該当し、かつ次に掲げる業種（以下「制限業種」という。）を兼業（制限業種を営み、又は制限業種を営む法人に役職員として所属することをいう。以下同じ）しない者であって業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものの中から認定員を選任する。（ほ）

- (1) 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続きの代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
- (2) 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
- (3) 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
- (4) 建築材料・設備の製造、供給及び流通業

2 前項の認定員は、財団職員から選任するほか財団職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

(認定員の解任)

第17条 理事長は、認定員が次のいずれかに該当する場合は、その認定員を解任する。

- (1) 秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他認定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (3) 認定員が、制限業種を兼業するに至ったとき。
- (4) その他、法第77条の42第4項の規定による国土交通大臣の解任命令があったとき。（い）

第5章 雑 則

(秘密保持義務)

第18条 財団の役員及びその職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく認定員を含む。）は認定等業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(身分証の携帯)

第19条 型式部材等製造者の認証に係る実地検査を行う際には、認定員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第3号様式による。

(認定等業務の実施体制)

第20条 認定等業務を実施するために選任する認定員の数は、5人以上とする。

2 認定等業務を統括管理するために担当役員を置くとともに、認定等業務に係る事務処理等を行うために、認定評価部を置く。

- 3 認定等業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 4 認定員及び認定等業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等の申請に係る認定等業務を行わないものとする。（ほ）

（帳簿及び図書の保存期間）

第21条 保存期間は次のとおりとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
(1) 法第77条の47第1項に規定する帳簿	財団が認定等業務を廃止するまで
(2) 認定等用提出図書	財団が認定等業務を廃止するまで（ただし、型式部材等製造者の認証に係るものは、5年間とする。）
(3) 認定書等	財団が認定等業務を廃止するまで（ただし、型式部材等製造者の認証に係るものは、5年間とする。）

（書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法）

第22条 審査中の認定等提出図書は、審査のため特に必要ある場合を除き事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

- 2 前条に掲げる帳簿、図書等は、事務所内の施錠できる室又はロッカー等に保存する等確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。
- 3 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項並びに第2号及び第3号に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクの保存により行うことができる。

（事前相談）

第23条 財団に認定等を申請しようとする者は、申請に先立ち、財団に事前に相談をすることができる。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第24条 財団は、電子情報処理組織による申請の受付及び図書の交付を行う場合は、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

（附則）

- この規程は、平成12年6月29日より施行する。
- この規程は、平成17年6月29日より施行する。（い）
- この規定は、平成22年6月29日より施行する。（ろ）
- この規定は、平成23年8月22日より施行する。（は）
- この規定は、平成24年4月1日より施行する。（に）
- この規定は、令和元年10月23日より施行する。（ほ）

別記

認定番号及び認証番号の付番方法

型式適合の認定番号及び型式部材等製造者の認証番号は、下記に定めるところにより付番するものとする。

*建築設備等の付番方法

1. 型式適合認定番号

(1) 認定番号のパターン

認定番号は、建築設備等の種類別に以下のパターンで付番するものとする。

①エレベーター

型 — 0 0 — G・① ②・0 0 0 0 0 0
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(ア) (イ) (ウ) (エ)

②エスカレーター

型 — 0 0 — H・① ②・0 0 0 0 0 0
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(ア) (イ) (ウ) (エ)

③観光用エレベーター

型 — 0 0 — J・① ②・0 0 0 0 0 0
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(ア) (イ) (ウ) (エ)

④観光用エスカレーター

型 — 0 0 — K・① ②・0 0 0 0 0 0
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(ア) (イ) (ウ) (エ)

⑤遊戯施設

型 — 0 0 — L・①・0 0 0 0 0 0
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
(ア) (イ) (ウ) (エ)

(2) 認定番号の付番方法

型式認定番号は、その各部分がそれぞれ以下の事項を示すように付番するものとする。

(ア) 認定機関

建設大臣の指定番号を2桁の数字で表す。指定番号が1桁の場合は、当該番号の前に0をつけるものとする。

(イ) 型式の種類

施行規則第五十号の十様式の型式部材等の種類を表す記号（別表参照）と同じ記号を記すものとする。

(ウ) 型式を区分する要素

型式を区分する要素を、型式の種類ごとに表1～表3に記載の小文字のアルファベットで記すものとする。

表1 エレベーター及び観光用エレベーター

表示記号	①：機種・用途分類	②：駆動方式分類
a	乗用エレベーター	トラクション駆動 (マシンルームあり)
b	ホームエレベーター	トラクション駆動 (マシンルームなし)
c	小型エレベーター	巻胴式
d	貨物用・自動車用エレベーター	油圧式
e	鉛直式段差解消装置	
f	斜行式段差解消装置	
g	いす式階段昇降機	
h	その他	

表2 エスカレーター及び観光用エスカレーター

表示記号	①：機種・用途分類	②：駆動方式分類
a	傾斜30度以下で、速度30m/min以下のエスカレーター	集中駆動
b	傾斜30度以下で、速度30m/minを超えるエスカレーター	分散駆動
c	傾斜角度30度を超えるエスカレーター	その他
d	車いす用ステップ付エスカレーター	
e	パレット式動く歩道	
f	ベルト式動く歩道	
g	その他	

表3 遊戯施設

表示記号	①：機種
a	モノレール、子供汽車
b	マッドマウス、コースター
c	ウォーターシュート
d	ウォータースライダー
e	パラシュートタワー
f	回転ブランコ、飛行塔
g	メリーゴーラウンド、ムーンロケット
h	コンドル
i	観覧車
j	ローター
k	オクトパス
ℓ	海賊船
m	その他

(エ) 型式の種類ごとの通し番号

① エレベーター及び観光用エレベーター

認定の都度付す6桁（観光用エレベーターは5桁）の数字の番号とする。6桁（観光用エレベーターは5桁）の数字は以下の通り。

	00（前2桁）	0000（後ろ4桁）
最大定員を数字で表す	例：9人の場合は「09」 定員を表記できないもの（例：小荷物専用昇降機等）は「00」とする。	型式ごとの通し番号 （観光用エレベーターの場合は3桁）

② エスカレーター及び観光用エスカレーター

認定の都度付す5桁の数字の番号とする。5桁の数字は以下の通り。

	00（前2桁）	000（後ろ3桁）
欄干幅を数字で表す	800型は「08」 1200型は「12」 1200を超える場合はその数値 該当しない場合は「00」	型式ごとの通し番号

③ 遊戯施設

認定の都度付す6桁の数字の番号とする。6桁の数字は以下の通り。

	000（前3桁）	000（後ろ3桁）
走行速度（km/時）、又は定常円周速度（m/分）を数字で表す。（例：走行速度60km/時）は「060」		型式ごとの通し番号

